

永遠のミサを保証する永遠の収入

—14世紀アヴィニョン司教座参事会のシャペルニー—

印出 忠夫

シャペルニー（礼拝堂付司祭禄）とは一般に、設立者本人またはその近親者の死後の魂の救済を目的として、決まった礼拝堂（シャペル）で定期的に執行される「永遠のミサ」*messes perpétuelles* を引受ける司祭への報酬として設定された聖職禄であると理解される。シャペルニーの設立を伝える記述は、遺言書中の項目や設立文書のかたちで分散して所在するのがふつうだが、アヴィニョン司教座参事会は1373年ごろ、自ら管理下におくシャペルニーの円滑な管理をめざして、設立に関連した文書を1冊の帳面に摘録としてまとめた（ヴォークリューズ県立文書館、1G762）。今回の発表はこの史料の分析から得られた考察を中心に展開された。

結果は以下のように要約される。

① 当該史料および補助的に用いた史料から、1212年より1371年まで計36件のシャペルニー設立が確認される。史料に欠落があるため実数ではないが、この件数は15世紀に存在が確認された数より多い。14世紀のプロヴァンス地域は教皇の遷座もあって15世紀に比べて経済的に活況を呈していたが、財産規模の大きい贈与であるシャペルニー設立数の推移は、こうした経済状況を如実に反映していると思われる。

② 初期のシャペルニー設立者17名（～1337年）のほとんどは聖職者で占められている。これらの人々のうち幾人かによる意思表示・他地域での設立事例・さらに設立者のひとり教皇ヨハネス22世（1323年）がシャペルニー設立以外にこの地域を対象に行った典礼奨励策を参照すると、死後の魂の救いに加え、彼らの動機の幾分かを占めていたのは、都市内のミサ執行の頻度を増やすことで教区共同体に貢献したいという願望であったと考えられる。初期の聖職者設立者たちによるこの動機はその後の模範となり、明言はないにせよ俗人の設立者たちにも受け継がれたであろうことは想像に難くない。

③ 初期の聖職者設立者の何人かが特に注意を払ったのは、聖職禄を受け取る礼拝堂付司祭（*chapelain*）の地位である。彼らへの衣食の提供・ミサ執行時間・報酬（聖職禄）管理などを参事会の権限下に置くことがそれぞれの文書で定められるという過程をへて、ヨハネス22世が長文の規定に集成して以後、参事会の礼拝堂付司祭に対する強い監督権限は準則化された観がある。アヴィニョンのこの事例は、礼拝堂付司祭が自分たち固有の団体を

結成して独立性を保ったランス大司教区・アンジェ司教区のようなケース、あるいは一般に設立者（俗人を含む）が礼拝堂付司祭の住居を提供するなどして彼らへの強い影響力を維持したイングランドのケースと著しい対照をなしている。

④ 管見の限りでは、一般に中世のシャペルニー設立者は「永遠のミサ」の実施に必要と想定される恒久的な収入源を常に文書に明記しているとは限らない。ところが今回取り上げたアヴィニョンの史料における収入源に関する部分の記述は、おしなべて具体的かつ詳細に、当該時期のこの地域の土地管理制度（*emphytéose*）に従ってもたらされる報酬を列挙している。このことに関連した所見は以下 3 点である。

i) サンス[地代] (*cens*) の売買は中世末期プロヴァンス地方で広く行われていた経済的行為であるが、シャペルニーのような「敬虔遺贈」の分野もなんらこの実践の例外ではなかった。遺言者は司祭に十分な報酬を提供しうるサンスを購入の上、参事会に贈与することをしばしば命じている。

ii) 遺言書において、遺言者が相続人に継承させる財産（特にサンス）の中から一部分をシャペルニー設立に充当するよう指定するようなケースにおいては、設立と相続とが分かちがたく結び付けられることになる。このような規定を通じて、間接的にではあれ設立者（＝遺言者）は自らの遺言の執行管理を、教会に委託することができたことになる。理論上、シャペルニーが存続する限り、教会は遺言の執行に関与し続けるのである。

iii) 一方、設立者が財産を、その保有する上級所有権（*directum dominium*）を含めて完全に贈与するケースにおいても、提供される財産内容（サンス額・その他収入・サンス納入日・納入者名・対象不動産の所在）の記載は詳細をきわめる。どのみち教会に所有権が移管される財産について詳細な記述がなされた理由を考えてみたい。

まず指摘されるべきは、この詳細な記述は、この時期に金銭に窮した土地所有者が、土地を上級所有権も含めて売却する場合に起草する文書の書式と同一のものであることである。この時代、土地売買は土地を担保にした一種の貸付（*prêt*）とも解釈され、売り手は上級所有権の買戻し権（*rachat*）を保有すると考えられた。このことから、財産内容の詳述は、売り手と物件の結びつきを強調することで買戻し権の保持を明瞭に示す意味合いをもつと推測される。いっぽうシャペルニー設立は、「土地と引換えにミサを買うこと」と理解されていた。したがって当該の書式は、この「代価として貨幣の代わりにミサを受取るという土地売買」において選択されたことになる。

教会にいったん所有が移された場合、買戻し権が行使されることは実際上ありえない。しかしこの書式を用いることで、設立者と土地との繋がりが継続していることを誇示することができる。この書式は、教会によって財産がミサ執行以外の用途に転用されるのを防止するという意味合いを含んでいるのではないだろうか。

⑤ 1G762の編纂を命じたのは司教座参事会長オド・モネタリイ Odo Monetarii (1363-1393 在任) である。この人物を任命したのは教皇ウルバヌス 5 世であるが、彼は中世末期に広く受け入れられた制度としての *emphytéose* の特性を活かしつつ土地賃貸者(サンス納入者)の開発意欲を刺激し、生産性を上げることでアヴィニオン教会の財政基盤を堅固なものにするべきだと考えていた。この基本方針に沿って、実弟のアヴィニオン司教 Anglic Grimoard は司教領全体の土地台帳 *Terrier* を作成させ、オドは参事会長が上級所有権を有する土地すべてにわたり、契約確認 *reconnaissances* を実施した(ヴォークリューズ県立文書館、1G536)。

⑥ オドはまた、参事会に典礼写本を贈与し、かつ大司教区教会会議決議録の保管を命じて参事会の規律 *discipline* 面での改革に努めている。つまり彼の改革は、前記の経済基盤の面と規律面との両者に及ぶものである。

<結論>

① シャペルニーはこの世と彼岸とにまたがった「救済の経済」の場での信心行為であり、中世末期においては財産移動の規模の最も大きなものである。

② アヴィニオンにおいて、「永遠のミサ」を保証すべき「永遠の収入」として設定されたのは *emphytéose* に基づいた収入であるが、現実には永続的なものではありえなかった。ペスト・疫病・放浪騎士などマイナスの側面、教皇庁の存在によるプラスの側面、さまざまな要因からこの地域の人口移動は激しく、契約関係もそれを反映して流動的だったからである。こうした時代相だったからこそ、教会は、信心行為を勧奨して典礼執行の機会を増加させる一方で、文書の保管に寄与し、教会への贈与以外の契約執行にさえも直接・間接に関与し、ひいては社会関係の円滑な進展に貢献しようとしたのではないか。

③ Odo Monetarii のシャペルニー設立文書摘録の編纂は、シャペルニー設立が宗教と経済の両面にまたがる行為であることを反映し、彼の「規律面」「経済基盤面」の改革のまさしく中間に位置するものと言えよう。